

住宅つなぎローン

2026年4月1日現在

1. 資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ① 金庫で取扱う有担保住宅目的融資のつなぎ資金 ② 公的住宅貸出（フラット35含む）のつなぎ資金 ③ あらかじめ（一社）日本労働者信用基金協会の承認を受けた社内融資・共済金融資のつなぎ資金
2. 貸出形式	<ul style="list-style-type: none"> ・証書貸付または手形貸付
3. 貸出金額	<ul style="list-style-type: none"> ・本体融資の決裁金額の90%以内（原則として1万円単位） なお「住宅資金以外」のご利用がある場合は、「住宅資金」と「住宅資金以外」の本体融資の決裁金額合計の90%以内かつそれぞれの決裁金額の範囲内となります。
4. 貸出期間	<ul style="list-style-type: none"> ・6カ月以内
5. 借入資格	<ul style="list-style-type: none"> ・次のすべての条件を満たす方 ① 未成年者、制限行為能力者または住所不定者でないこと ② 安定継続した年収が150万円以上であること ③ 最終弁済時年齢が満81歳未満であること ④ 保証機関の保証を受けられること ⑤ 金庫で取扱う有担保住宅目的融資の貸出決定を受けた方 公的住宅貸出を金庫に申込み、融資予約等を受けた方 勤務先住宅貸出を申込み、貸出決定を受けた方
6. 貸出金利	<ul style="list-style-type: none"> ・上記1. 資金使途が①に該当する場合、本体融資（有担保住宅ローン等）のお申込日、または住宅つなぎローン融資日を基準として、当該基準日時点の本体融資（有担保住宅ローン等）の適用金利のいずれか低い金利が適用されます。また、「住宅資金以外」部分の使途でのご利用がある場合は「住宅資金以外」の適用金利が適用されます。 なお、住宅つなぎローンの融資期間中は、適用している金利の変動はありません。 ・上記1. 資金使途が②・③に該当する場合、住宅つなぎローンの融資日を基準として、当該基準日時点のフラット35等融資の金利が適用されます。
7. 返済方式	<ul style="list-style-type: none"> ① 証書貸付 期日一括・利息分割後取とします。 ② 手形貸付 確定日払（貸出期日に元金を一括して返済する方式をいいます） 利息先取方式とします。
8. 保証	<ul style="list-style-type: none"> ・（一社）日本労働者信用基金協会 ただし、保証人が必要な場合があります。
9. 保証料等 (1)保証料	<ul style="list-style-type: none"> ① 共通 上記1. 資金使途が①に該当する場合、保証料は無料です。（当金庫が負担します） 上記1. 資金使途が②・③に該当する場合、保証料は年0.4% ② 証書貸付 月次後受でお支払いいただきます。 ③ 手形貸付 貸出実行時に一括してお支払いいただきます。
(2)手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・不要
10. 返済条件 変更手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・一部繰上償還手数料…無料 ・全額繰上償還手数料…無料 ・他行への借換手数料…55,000円 ・その他返済条件の変更については、原則として応じていません。
11. 担保	<ul style="list-style-type: none"> ・不要 ・借入相当額について当金庫を契約者とする団体信用生命保険に加入いただきます。

12. ろうきんへの相談・苦情・お問合わせ	<p>・ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>【窓口：中国労働金庫 お客さま相談窓口】 0120-86-3760 受付時間 平日 午前9時～午後6時 (土日祝日・振替休日・12月31日～1月3日は休業)</p> <p>なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス https://www.chugoku.rokin.or.jp</p>
13. 第三者機関に問題解決を相談したい場合	<p>・弁護士会の「仲裁センター」にご相談いただくためのご紹介もいたします。</p> <p>なお、お客様が直接弁護士会へ申し出ることも可能です。</p> <p>【窓口：(一社) 全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時</p> <p>【仲裁センター】東京弁護士会紛争解決センター：03-3581-0031、第一東京弁護士会仲裁センター：03-3595-8588、第二東京弁護士会仲裁センター：03-3581-2249</p> <p>※ 仲裁センターご利用にあたっての詳細についても、上記のフリーダイヤルにお問合わせいただくか、当金庫のホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス https://www.chugoku.rokin.or.jp</p>
14. その他	<p>・手形貸付は2027年3月31日をもって新規のお取扱いを終了いたします。</p>

ろうきん

※ 金利情報については、窓口にお問い合わせください。